平成２３年（フ）第８０号
山梨県笛吹市一宮町坪井556番地15
債務者　金丸　一史
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
山梨県笛吹市一宮町坪井556番地15
債務者　金丸千代美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
山梨県甲府市上石田３丁目１番19号メゾン田中202
債務者　古明地正悟
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
山梨県山梨市一町田中200番地―Ａ―665
債務者　林　　竜次
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
静岡県下田市白浜1709番地の２
債務者　出野富美子（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３７９４号
名古屋市港区東蟹田904番地の１　コーポサヌック102号
債務者　ＴＥＤＤＹＢＯＹこと　棚橋　　力
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
滋賀県高島市安曇川町西万木104番地３
債務者　西澤　智美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
大津市皇子が丘１丁目６番６―701号
債務者　伊藤　晴子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
滋賀県野洲市栄14番７号
債務者　田中惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９０号
大津市真野２丁目27番３号
債務者　岸野　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６号
滋賀県近江八幡市船木町1441番地21
債務者　塚本　清美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８２７号
広島市安佐北区亀山２丁目13番41―６―102号　ハイムケン１番館
債務者　石田　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８７号
広島県廿日市市大東２番27号
債務者　新内　哲生
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８８号
広島県廿日市市大東２番27号
債務者　新内　節子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３４号
広島市西区井口鈴が台１丁目16番10号
債務者　藤井　　慶
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６号
広島市西区己斐大迫２丁目42番２―202号Ａ
債務者　平本　夕子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７号
徳島市南田宮１丁目４番23号　第二山田荘７号室
債務者　岩﨑ミツコ
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
徳島地方裁判所民事部